

## 動物指導センターの業務に関するご理解とお願い

茨城県では、平成28年12月に茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例が施行されたことに伴い、犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業を推進しており、動物指導センターでは、収容された犬猫に対して感染症予防のためのワクチン接種等を実施し、日々の健康管理に努めるとともに、幼齢の子猫に数時間毎にミルクやりを行うなど、命を繋ぐ取組みを行い、一頭でも多く譲渡につなげるため、職員一丸となって、日々奮闘しているところです。こうして繋いだ命を、動物愛護団体等には譲渡の仲介役として御協力いただき、行政と動物愛護団体等が一体となって、犬猫殺処分の削減に努めた結果、平成29年度は、前年度と比較して殺処分頭数を約7割減少することができました。

ところで、茨城県が動物指導センターに収容した犬猫をみだりに殺処分しているところのご批判が一部にあります。 「動物の愛護及び管理に関する法律並びに茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」等に基づき、動物指導センターが収容する犬猫の頭数は、年間約3千頭にのぼっております。前述したように、茨城県では動物指導センターと動物愛護団体等が一体となって譲渡に取り組んでいるところではございますが、一方では、治癒の見込みがない病気に罹患している、攻撃性があり、人に危害を加えるおそれがある等の理由により譲渡に至らなかった犬猫については、長期間飼育することができず、動物福祉の観点から、やむを得ず殺処分せざるを得ないというのが現状です。

県としましては、県の施策に関する意見等については、これまで同様、真摯に受け止め、一刻でも早く犬猫の殺処分ゼロの社会を実現できるよう、より一層努力していく所存です。県の動物愛護管理行政に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年2月7日

茨城県保健福祉部生活衛生課長